

特定施設一覧(騒音)

騒音規制法		船橋市環境保全条例		
1 金属加工機械	圧延機械	【法律/条例】原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上		
	製管機械	【法律/条例】すべて		
	ベンディングマシン	【法律】原動機の定格出力が 3.75kW 以上(ロール式のみ) 【条例】原動機の定格出力が 3.75kW 以上		
	液圧プレス	【法律】矯正プレスを除く 【条例】すべて		
	機械プレス	【法律】呼び加圧能力が 294kN(30 重量トン)以上 【条例】すべて		
	せん断機	【法律/条例】原動機の定格出力が 3.75kW 以上		
	鍛造機	【法律/条例】すべて		
	ワイヤーフォーミングマシン	【法律/条例】すべて		
	ブラスト	【法律】タンブラスト以外のもの、密閉式を除く 【条例】すべて		
	タンブラー	【法律/条例】すべて		
切断機	といしを用いるもの			
	製びょう機	すべて		
	製釘機	すべて		
	高速度切断機	すべて		
	平削盤	すべて		
	型削盤	すべて		
	研磨機	すべて		
	自動やすり目立機	原動機の定格出力が 1.5kW 以上		
2	空気圧縮機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上	圧縮機 [空気圧縮機] 原動機の定格出力が 3.75kW 以上 [その他のもの(冷凍機、空調機など)] 原動機の定格出力が 7.5kW 以上	
	送風機	【法律】原動機の定格出力が 7.5kW 以上 【条例】原動機の定格出力が 3.75kW 以上		
3	土石用又は鉱物用の破砕機、 摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上	土石用又は鉱物用の破砕機、 摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上
			食品加工用粉砕機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上
			その他の用に供する粉砕機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上
4	織機	【法律/条例】原動機を用いるもの		
5	コンクリートプラント	【法律】気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上 【条例】すべて		
	アスファルトプラント	【法律】混練機の混練容量が 200kg 以上 【条例】すべて		
6	穀物用製粉機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上(ロール式のみ)		
7 木材加工機械	ドラムパーカー	【法律/条例】すべて		
	チッパー	【法律】原動機の定格出力が 2.25kW 以上 【条例】すべて		
	碎木機	【法律/条例】すべて		
	帯のご盤	【法律】製材用:原動機の定格出力が 15kW 以上、木工用:原動機の定格出力が 2.25kW 以上 【条例】原動機の定格出力が 0.75kW 以上		
	丸のご盤	【法律】製材用:原動機の定格出力が 15kW 以上、木工用:原動機の定格出力が 2.25kW 以上 【条例】原動機の定格出力が 0.75kW 以上		
8	かなな盤	【法律】原動機の定格出力が 2.25kW 以上 【条例】原動機の定格出力が 0.75kW 以上		
8	抄紙機	【法律/条例】すべて		
9	印刷機械	【法律/条例】原動機を用いるもの		
10	合成樹脂射出成形機	【法律/条例】すべて		
11	鑄造型機	【法律】ジョルト式のみ 【条例】すべて		

【備考】

- ・騒音規制法に係る特定施設が1つでも設置されている場合、船橋市環境保全条例の適用が除外されます。
- ・騒音規制法の規制がかかる地域は、「都市計画法に基づく用途地域」及び「平成 15 年船橋市告示第 65 号に定められた市街化調整区域」です。

【ユニット式の圧縮機の考え方…単体での定格出力を参照します】

例: 5.0kW + 4.0kW の冷凍機の場合

→ 全体としては 9.0kW ですが、単体の定格出力 5.0kW、4.0kW はともに規制基準未満なので、法令は適用されません。

特定施設一覧(振動)

振動規制法		船橋市環境保全条例			
		圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上	1	
		製管機械	すべて		
1 金属加工機械	液圧プレス	【法律】矯正プレスを除く 【条例】すべて		1	
	機械プレス	【法律/条例】すべて			
	せん断機	【法律/条例】原動機の定格出力が1kW 以上			
	鍛造機	【法律/条例】すべて			
	ワイヤーフォーミングマシン	【法律】原動機の定格出力が 37.5kW 以上 【条例】すべて			
2	圧縮機	【法律】原動機の定格出力が 7.5kW 以上(冷凍機、空調用圧縮機は除く)		2	
		【条例】【空気圧縮機】原動機の定格出力が 3.75kW 以上 【その他のもの(冷凍機、空調機など)】原動機の定格出力が 7.5kW 以上			
3	土石用又は鉱物用の破砕機、 摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上	土石用又は鉱物用の破砕機、 摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上	3
			食品加工用粉砕機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上	
			その他の用に供する粉砕機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上	
4	織機	【法律/条例】原動機を用いるもの		4	
5	コンクリート ブロックマシン	【法律/条例】原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上		5	
	コンクリート管製造機械 及び コンクリート柱製造機械	【法律/条例】原動機の定格出力の合計が 10kW 以上			
6	ドラムバーカー	【法律/条例】すべて		6	
	チップパー	【法律】原動機の定格出力が 2.2kW 以上 【条例】すべて			
7	印刷機械	【法律/条例】原動機の定格出力が 2.2kW 以上		7	
8	ゴム練用又は 合成樹脂練用の ロール機	【法律/条例】原動機の定格出力が 30kW 以上(カレンダーロール機を除く)		8	
9	合成樹脂射出成形機	【法律/条例】すべて		9	
10	鋳型造型機	【法律/条例】ジョルト式のもの		10	

【備考】

- ・振動規制法に係る特定施設が1つでも設置されている場合、船橋市環境保全条例の適用が除外されます。
- ・振動規制法の規制がかかる地域は、「都市計画法に基づく用途地域(工業専用地域を除く。)」及び「平成 15 年船橋市告示 第 69 号に定められた市街化調整区域」です。

【ユニット式の圧縮機の考え方…単体での定格出力を参照します】

例:5.0kW + 4.0kW の冷凍機の場合

→ 全体としては 9.0kW ですが、単体の定格出力 5.0kW、4.0kW はともに規制基準未満なので、法令は適用されません。

